

地方税法施行規則の一部を改正する省令について

1. 改正の趣旨

独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置される施設で行う中小企業の高度化事業に対する事業所税の非課税措置について、市区町村が資金の貸付けを行う場合を非課税の対象とするため、新たに規定を設けるもの。

2. 改正理由

平成23年度税制改正大綱において、現行の独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく中小企業の高度化事業に対する事業所税の非課税措置について、市区町村が貸付けを行う場合を非課税対象とする拡充措置を行うこととされたが、市区町村が貸付けを行うにあたっては総合特別区域法（平成23年法律第81号）を根拠法とする必要があり、事業所税非課税措置拡充のための地方税法の改正については同法において行うこととしている。

今回、総合特別区域法による地方税法の改正により新設される事業所税の非課税措置に係る条文において、省令への委任規定があることから、地方税法施行規則の改正を行う必要がある。

3. 改正内容

総合特別区域法の施行により地方税法の一部改正（事業所税の非課税措置規定の新設）が行われることに伴い、同新設規定の細則を定める。

<新設規定の内容>

○地方税法第701条の34第3項第19号の2

⇒事業所税の非課税措置の対象となる事業を行う施設を規定する。

（現行の地方税法第701条の34第3項第19号と同様の内容を規定）

○地方税法施行規則第24条の5の3及び4

⇒地方税法第701条の34第19号の2で規定した事業のうち、非課税対象事業から除外される事業を定める。

（現行の地方税法施行規則第24条の5の2と同様の内容を規定）

4. 施行期日

総合特別区域法の施行の日（平成23年8月1日）